

## 会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（計算書類及び連結計算書類）新旧対照表

新	旧
<p>会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型</p> <p style="text-align: right;">2012年1月11日 (社)日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会</p> <p><b>【本ひな型の適用時期】</b></p> <p>1・2 (省略)</p> <p>3. 計算書類  <u>企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に対応する会社計算規則の改正および1株当たり情報の改正については、平成23年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類および連結計算書類について適用する。</u>  <u>また、特別目的会社に関する会社法施行規則および会社計算規則の改正については、平成25年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類および連結計算書類から適用するが、早期適用することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>Ⅲ 計算書類</b></p> <p><b>第1 貸借対照表</b></p> <p>(記載上の注意)                      (1)～(5) (省略)                      (削除)</p>	<p>会社法施行規則及び会社計算規則による 株式会社の各種書類のひな型</p> <p style="text-align: right;">2010年12月17日 (社)日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会</p> <p><b>【本ひな型の適用時期】</b></p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3. 計算書類  <u>計算書類に関するひな型については、書類や項目ごとに適用時期が異なることがあるため、注意が必要である。具体的には各項目における「記載上の注意」を参照されたい。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>Ⅲ 計算書類</b></p> <p><b>第1 貸借対照表</b></p> <p>(記載上の注意)                      (1)～(5) (同左)  <u>(6) 資産除去債務に係る規定は、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）附則第8条第1項）。</u></p>

第2 損益計算書

[記載例]

損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
(削除)	(削除)	
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
(削除)	(削除)	
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

第2 損益計算書

[記載例]

損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
前期損益修正益	×××	
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
前期損益修正損	×××	
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(新設)

(記載上の注意)

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される会社については、前期損益修正益または前期損益修正損の表示（会社計算規則第88条第2項・第3項参照）は認められないこととなる（会社計算規則第3条）。

第3 株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- (1) (省略)
- (2) 記載例中の「平成〇年〇月〇日残高」を「当期首残高」または「当期末残高」、「事業年度中の変動額」を「当期変動額」と記載することもできる。
- (3) (省略)
- (4) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用または誤謬の訂正をした場合には、次のように、当期首残高およびこれに対する影響額を記載する。

【記載例】

株主資本等変動計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

	株主資本								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
平成〇年〇月〇日残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx
会計方針の変更による累積的影響額							xxx	xxx		xxx
遡及処理後当期首残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx
事業年度中の変動額										
新株の発行	xxx	xxx		xxx						xxx
剰余金の配当					xxx		△xxx	△xxx		△xxx
当期除税益							xxx	xxx		xxx
自己株式の処分									xxx	xxx
〇〇〇〇										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (準備)										
事業年度中の変動額合計	xxx	xxx	—	xxx	xxx	—	xxx	xxx	xxx	xxx
平成〇年〇月〇日残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx

	評価・換算差額等				新 株 予 約 権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成〇年〇月〇日残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
会計方針の変更による累積的影響額						xxx
遡及処理後当期首残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
事業年度中の変動額						
新株の発行						xxx
剰余金の配当						△xxx
当期除税益						xxx
自己株式の処分						xxx
〇〇〇〇						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (準備)	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
事業年度中の変動額合計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
平成〇年〇月〇日残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

第3 株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- (1) (同左)
  - (2) 記載例は財務諸表等規則に定める様式に準じているが、記載例中の「平成〇年〇月〇日残高」を「前期末残高」または「当期末残高」、「事業年度中の変動額」を「当期変動額」と記載することもできる。
  - (3) (同左)
- (新設)

第4 個別注記表

注記事項	個別注記表				連結注記表
	会計監査人設置会社		会計監査人設置会社以外		
	大会社であって有価証券報告書の提出義務のある会社※1	左記以外の会社	公開会社	非公開会社	
① 継続企業の前提に関する注記	○	○	—	—	○
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記※2	○	○	○	○	○
③ 会計方針の変更に関する注記※3	○	○	○	○	○
④ 表示方法の変更に関する注記	○	○	○	○	○
⑤ 会計上の見積りの変更に関する注記	○	○	—	—	○
⑥ 誤謬の訂正に関する注記	○	○	○	○	○
⑦ (連結)貸借対照表に関する注記	○	○	○	—	○
⑧ 損益計算書に関する注記	○	○	○	—	—
⑨ (連結)株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○	○	○
⑩ 税効果会計に関する注記	○	○	○	—	—
⑪ リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	○	—	—
⑫ 金融商品に関する注記※4	○	○	○	—	○
⑬ 賃貸等不動産に関する注記※4	○	○	○	—	○
⑭ 持分法損益等に関する注記※5	○	—	—	—	—
⑮ 関連当事者との取引に関する注記	○	○	○ (一部は、 附属明細書 ～)	—	—
⑯ 1株当たり情報に関する注記	○	○	○	—	○
⑰ 重要な後発事象に関する注記	○	○	○	—	○
⑱ 連結配当規制適用会社に関する注記	○	○	—	—	—
⑲ その他の注記	○	○	○	○	○

第4 個別注記表

注記事項	個別注記表				連結注記表
	会計監査人設置会社		会計監査人設置会社以外		
	大会社であって有価証券報告書の提出義務のある会社※1	左記以外の会社	公開会社	非公開会社	
① 継続企業の前提に関する注記	○	○	—	—	○
② 重要な会計方針に係る事項に関する注記※2	○	○	○	○	○
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
③ (連結)貸借対照表に関する注記	○	○	○	—	○
④ 損益計算書に関する注記	○	○	○	—	—
⑤ (連結)株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○	○	○
⑥ 税効果会計に関する注記	○	○	○	—	—
⑦ リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	○	—	—
⑧ 金融商品に関する注記※3	○	○	○	—	○
⑨ 賃貸等不動産に関する注記※3	○	○	○	—	○
⑩ 持分法損益等に関する注記※4	○	—	—	—	—
⑪ 関連当事者との取引に関する注記	○	○	○ (一部は、 附属明細書 ～)	—	—
⑫ 1株当たり情報に関する注記	○	○	○	—	○
⑬ 重要な後発事象に関する注記	○	○	○	—	○
⑭ 連結配当規制適用会社に関する注記	○	○	—	—	—
⑮ その他の注記	○	○	○	○	○

- ※1 (省略)
- ※2 連結注記表にあつては「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」となる。
- ※3 会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、会社計算規則第102条の2第1項第4号ロおよびハに掲げる事項を省略することができる。
- ※4 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない(会社計算規則第109条第2項・第110条第2項)。
- ※5 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない(会社計算規則第111条第2項)。

## 2-5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(記載上の注意)

- (1) 「5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」には、会計方針のうち、上記1から4以外の重要なものを記載する。
- (2) (省略)

## 3. 会計方針の変更に関する注記

[記載例]

### 6. 会計方針の変更

#### (1) ○○○の評価基準及び評価方法

○○○の評価基準及び評価方法は、従来、○○法によっておりましたが、当事業年度より○  
○法に変更いたしました。この変更は、○○○(変更理由を具体的に記載する)ために行つた  
ものであります。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度  
の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の  
利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××百万円増加しております。

#### (2) ○○○に関する会計基準の適用

当事業年度より、「○○○に関する会計基準」を適用しております。当該会計基準は遡及適用  
され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されて  
おります。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××百  
万円増加しております。

(削除)

- ※1 (同左)
- ※2 連結注記表にあつては「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」となる。  
(新設)
- ※3 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない(会社計算規則第109条第2項・  
第110条第2項)。
- ※4 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない(会社計算規則第111条第2項)。

## 2-5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(記載上の注意)

- (1) 「5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」では、「計算書類の作成のために採用  
している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項  
(「会計方針」という。)のうち、上記1から4以外の重要なものを記載する。
- (2) (同左)

## 2-6. 重要な会計方針の変更

[記載例]

### 6. 重要な会計方針の変更

#### (1) ○○○の評価基準及び評価方法

○○○の評価基準及び評価方法は、従来、○○法によっておりましたが、当事業年度より○  
○法に変更いたしました。この変更は、○○○(変更理由を具体的に記載する)ために行つた  
ものであります。この結果、従来の方法と比較して、営業利益及び経常利益は×××百万円減  
少し、税引前当期純利益は×××百万円減少しております。

#### (2) ○○○に関する会計基準の適用

当事業年度より、「○○○に関する会計基準」を適用しております。この変更に伴い、営業  
利益及び経常利益は×××百万円減少し、税引前当期純利益は×××百万円減少しており  
ます。

#### (3) ○○○の表示方法の変更

○○の表示方法は、従来、貸借対照表上、○○(前事業年度×××百万円)に含めて表示し  
ておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、○○(当事業年度×××百万円)と  
して表示しております。

(記載上の注意)

(1) 会計方針を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、会社計算規則第 102 条の 2 第 1 項第 4 号ロ（下記(2)②）およびハ（下記(2)③）に掲げる事項を省略することができる。

① 会計方針の変更の内容

② 会計方針の変更の理由

③ 遡及適用をした場合には、当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(2) 会計方針を変更した場合に、当事業年度より前の事業年度の全部または一部について遡及適用をしなかったときには、次に掲げる事項（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）を記載する。

① 計算書類の主な項目に対する影響額

② 当該事業年度より前の事業年度の全部または一部について遡及適用をしなかった理由ならびに当該会計方針の変更の適用方法および適用開始時期（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更をした場合において、経過的な取扱いに従って会計処理を行ったときは、その旨および当該経過的な取扱いの概要を記載する。）

③ 会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産または損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨を記載すれば足りる。）

(3) 会計方針の変更については、重要な会計方針の記載の箇所にあわせて記載することができる。

(4) 会計基準及び法令の改正等に伴い、会計方針を採用または変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象または取引が存在しないときは、会計方針の変更の記載を要しない。

(5) 個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第 102 条の 2 第 1 項第 3 号ならびに第 4 号ロおよびハに掲げる事項に限る。）が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。すなわち、(1)①会計方針の変更の内容、②会計方針の変更の理由、および(2)①計算書類の主な項目に対する影響額は省略できないこととなる。

(記載上の注意)

(1) 会計方針を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

① 会計処理の原則または手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容  
(新設)

(新設)

(2) 重要な会計方針の変更については、重要な会計方針の記載の箇所にあわせて記載することができる。

(3) 会計基準及び法令の改正等に伴い、重要な会計方針を採用または変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象または取引が存在しないときは、重要な会計方針の変更の記載は要しない。

(新設)

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

(新設)

##### [記載例]

##### 7. ○○の表示方法の変更

○○の表示方法は、従来、貸借対照表上、○○（前事業年度×××百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、○○（当事業年度×××百万円）として表示しております。

##### (記載上の注意)

(1) 表示方法を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

① 表示方法の変更の内容

② 表示方法の変更の理由

(2) 個別注記表に注記すべき事項（会社計算規則第102条の3第1項第2号に掲げる事項に限る。）

が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。すなわち、(1)①表示方法の変更の内容は省略できないこととなる。

#### 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

(新設)

##### [記載例]

##### 8. 会計上の見積りの変更

当社が保有する備品Xは、従来、耐用年数を10年として減価償却を行ってきましたが、当事業年度において、○○○（変更を行うこととした理由などの変更の内容を記載する。）により、耐用年数を6年に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が×××百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

##### (記載上の注意)

会計上の見積りを変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

① 会計上の見積りの変更の内容

② 会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

③ 会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨を記載すれば足りる。）

**6. 貸借対照表に関する注記**

**6-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務**  
(省略)

**6-2. 資産から直接控除した引当金**  
(省略)

**6-3. 資産に係る減価償却累計額**  
(省略)

**6-4. 資産に係る減損損失累計額**  
(省略)

**6-5. 保証債務**  
(省略)

**6-6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務**  
(省略)

**6-7. 取締役、監査役（執行役）に対する金銭債権及び金銭債務**  
(省略)

**6-8. 親会社株式**  
(省略)

**6-9. 土地の再評価**  
(省略)

**7. 損益計算書に関する注記**

(省略)

**8. 株主資本等変動計算書に関する注記**

(省略)

**9. 税効果会計に関する注記**

(省略)

**3. 貸借対照表に関する注記**

**3-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務**  
(同左)

**3-2. 資産から直接控除した引当金**  
(同左)

**3-3. 資産に係る減価償却累計額**  
(同左)

**3-4. 資産に係る減損損失累計額**  
(同左)

**3-5. 保証債務**  
(同左)

**3-6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務**  
(同左)

**3-7. 取締役、監査役（執行役）に対する金銭債権及び金銭債務**  
(同左)

**3-8. 親会社株式**  
(同左)

**3-9. 土地の再評価**  
(同左)

**4. 損益計算書に関する注記**

(同左)

**5. 株主資本等変動計算書に関する注記**

(同左)

**6. 税効果会計に関する注記**

(同左)



**10. リースにより使用する固定資産に関する注記**  
(省略)

**11. 持分法損益に関する注記**  
(省略)

**12. 関連当事者との取引に関する注記**  
(省略)

**13. 1株当たり情報に関する注記**

(記載上の注意)

株式会社当事業年度または当事業年度の末日後において株式の併合または株式の分割をした場合において、当事業年度の期首に株式の併合または株式の分割をしたと仮定して、1株当たりの純資産額および1株当たりの当期純利益金額または当期純損失金額を算定したときは、その旨を記載する。この場合、以下の記載が考えられる。

[株式の分割をした場合の記載例]

当社は、平成〇年〇月〇日付けで株式1株につき1.××株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額および1株当たりの当期純利益金額を算定しております。

**14. 重要な後発事象に関する注記**  
(省略)

**15. 連結配当規制適用会社**  
(省略)

**16. その他の注記**  
(省略)

**7. リースにより使用する固定資産に関する注記**  
(同左)

**8. 持分法損益に関する注記**  
(同左)

**9. 関連当事者との取引に関する注記**  
(同左)

**10. 1株当たり情報に関する注記**

(新設)

**11. 重要な後発事象に関する注記**  
(同左)

**12. 連結配当規制適用会社**  
(同左)

**13. その他の注記**  
(同左)

#### IV 連結計算書類

##### 第1 連結貸借対照表

(記載上の注意)

(1)～(5) (省略)

(削除)

(6) 純資産の部においては、「評価・換算差額等」または「その他の包括利益累計額」のいずれかの項目に区分する。

ただし、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が適用される会社については、「その他の包括利益累計額」として区分することが義務付けられることとなる(会社計算規則第3条)。

#### IV 連結計算書類

##### 第1 連結貸借対照表

(記載上の注意)

(1)～(5) (同左)

(6) 資産除去債務に係る規定は、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である(「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)附則第8条第1項)。

(7) 純資産の部においては、「評価・換算差額等」または「その他の包括利益累計額」のいずれかの項目に区分する。

ただし、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が適用される会社については、「その他の包括利益累計額」として区分することが義務付けられることとなる(会社計算規則第3条)。

第2 連結損益計算書

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
有価証券売却益	×××	
持分法による投資利益	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
有価証券売却損	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
(削除)	(削除)	
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
(削除)	(削除)	
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益		×××
少数株主利益		×××
当期純利益		×××

第2 連結損益計算書

[記載例]

連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
有価証券売却益	×××	
持分法による投資利益	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
有価証券売却損	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
前期損益修正益	×××	
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
前期損益修正損	×××	
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税金等調整前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益		×××
少数株主利益		×××
当期純利益		×××

(記載上の注意)

企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される会社については、前期損益修正益または前期損益修正損の表示（会社計算規則第 88 条第 2 項・第 3 項参照）は認められないこととなる（会社計算規則第 3 条）。

(削除)

### 第 3 連結株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- (1) (省略)
- (2) 記載例中の「平成〇年〇月〇日残高」を「当期首残高」または「当期末残高」、「連結会計年度中の変動額」を「当期変動額」と記載することもできる。
- (3)・(4) (省略)
- (5) 「当期首残高」の記載に際して、遡及適用または誤謬の訂正をした場合には、次のように、当期首残高およびこれに対する影響額を記載する。

(記載上の注意)

少数株主損益調整前当期純利益または少数株主損益調整前当期純損失の表示に係る規定は、平成 22 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に係る連結損益計算書については適用されない。ただし、早期適用は可能である。早期適用しない場合には、次のように記載する（「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年法務省令第 7 号）附則第 8 条第 1 項）。

[記載例]

#### 連結損益計算書 (自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
.....	× × ×	× × ×
税金等調整前当期純利益		× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	
法人税等調整額	× × ×	× × ×
少数株主利益		× × ×
当期純利益		× × ×

### 第 3 連結株主資本等変動計算書

(記載上の注意)

- (1) (同左)
- (2) 記載例は連結財務諸表規則に定める様式に準じているが、記載例中の「平成〇年〇月〇日残高」を「前期末残高」または「当期末残高」、「連結会計年度中の変動額」を「当期変動額」と記載することもできる。
- (3)・(4) (同左)
- (新設)

[記載例]

**連結株主資本等変動計算書**  
(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			資 本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額			×××		×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	×××	×××			×××
剰余金の配当			△×××		△×××
当期純利益			×××		×××
〇〇〇〇					×××
自己株式の処分				×××	×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	△×××	×××

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
会計方針の変更による累積的影響額								×××
遡及処理後当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								×××
剰余金の配当								△×××
当期純利益								×××
〇〇〇〇								×××
自己株式の処分								×××
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××
連結会計年度中の変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××
平成〇年〇月〇日残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(新設)

#### 第4 連結注記表

##### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

###### [記載方法の説明]

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記として、次の事項を記載する。

注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

① 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ～ニ (省略)

ホ 開示対象特別目的会社(会社法施行規則第4条に規定する特別目的会社(同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。))をいう。)がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項

a 開示対象特別目的会社の概要

b 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

②・③ (省略)

(削除)

(2) 連結の範囲または持分法の適用の範囲を変更した場合(当該変更が重要性の乏しいものである場合を除く。)には、その旨および当該変更の理由を注記する。

##### 2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(記載上の注意)

「(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」には、会計方針のうち、上記(1)から(3)以外の重要なものを記載する。

なお、上記の記載例のほか、連結計算書類に占める在外子会社の割合が高い場合には、外貨建資産及び負債等の本邦通貨への換算方法について記載することが考えられる。

(削除)

#### 第4 連結注記表

##### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

###### [記載方法の説明]

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記として、次の事項を記載する。注記は当該各号に掲げる事項に区分しなければならない。

① 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ～ニ (同左)

ホ 開示対象特別目的会社(会社法施行規則第4条に規定する特別目的会社(同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者または当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。))をいう。)がある場合には、次に掲げる事項その他の重要な事項

a 開示対象特別目的会社の概要

b 開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額

②・③ (同左)

④ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

(新設)

##### 2-3-(4). その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(記載上の注意)

「(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」では、「連結計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他連結計算書類作成のための基本となる事項」のうち、上記(1)から(3)以外の重要なものを記載する。

なお、上記の記載例のほか、連結計算書類に占める在外子会社の割合が高い場合には、外貨建資産及び負債等の本邦通貨への換算方法について記載することが考えられる。

##### 2-4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

###### [記載例]

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
全面時価評価法を採用しております。

(記載上の注意)

「連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項」は、会社計算規則から削除されている。ただし、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る連結計算書類のうち、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとするとされている(「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)附則第8条第5項)。

このため、決算期と適用時期の関係に留意し、「連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項」の記載の要否を判断する必要がある。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

[記載例]

#### 4. 会計方針の変更

##### (1) ○○○の評価基準及び評価方法

○○○の評価基準及び評価方法は、従来、○○法によっておりましたが、当連結会計年度より○○法に変更いたしました。この変更は、○○○（変更理由を具体的に記載する）ために行ったものであります。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××百万円増加しております。

##### (2) ○○○に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「○○○に関する会計基準」を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は×××百万円増加しております。

(削除)

(記載上の注意)

- (1) 会計方針を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社にあつては、会社計算規則第102条の2第1項第4号ロ（下記(2)②）およびハ（下記(2)③）に掲げる事項を省略することができる。
  - ① 会計方針の変更の内容
  - ② 会計方針の変更の理由
  - ③ 遡及適用をした場合には、当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額
- (2) 会計方針を変更した場合に、当連結会計年度より前の連結会計年度の全部または一部について遡及適用をしなかったときには、次に掲げる事項（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）を記載する。
  - ① 連結計算書類の主な項目に対する影響額
  - ② 当該連結会計年度より前の連結会計年度の全部または一部について遡及適用をしなかった理由ならびに当該会計方針の変更の適用方法および適用開始時期（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更をした場合において、経過的な取扱いに従って会計処理を行ったときは、その旨および当該経過的な取扱いの概要を記載する。）
  - ③ 会計方針の変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の財産または損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨を記載すれば足りる。）
- (3) 会計方針の変更については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等の記載の箇所にあわせて記載することができる。
- (4) 会計基準及び法令の改正等に伴い、会計方針を採用または変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象または取引が存在しないときは、会計方針の変更の記載を要しない。

### 2-5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

[記載例]

#### 5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

##### (1) ○○○の評価基準及び評価方法

○○○の評価基準及び評価方法は、従来、○○法によっておりましたが、当連結会計年度より○○法に変更いたしました。この変更は、○○○（変更理由を具体的に記載する）ために行ったものです。この結果、従来の方法に比較して、営業利益及び経常利益は×××百万円減少し、税金等調整前当期純利益は×××百万円減少しております。

##### (2) ○○○に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「○○○に関する会計基準」を適用しております。この変更に伴い、営業利益及び経常利益は×××百万円減少し、税金等調整前当期純利益は×××百万円減少しております。

##### (3) ○○の表示方法の変更

○○の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、○○（前連結会計年度×××百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、○○（当連結会計年度×××百万円）として表示しております。

(記載上の注意)

- (1) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記する。
    - ① 連結の範囲または持分法の適用の範囲を変更したときは、その旨及び変更の理由
    - ② 会計処理の原則及び手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が連結計算書類に与えている影響の内容
    - ③ 表示方法を変更したときは、その内容
- (新設)
- (2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更については、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の記載の箇所にあわせて記載することができる。
  - (3) 会計基準及び法令の改正等に伴い、重要な会計方針を採用または変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象または取引が存在しないときは、重要な会計方針の変更の記載は要しない。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

##### [記載例]

##### 5. ○○の表示方法の変更

○○の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、○○（前連結会計年度×××百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、○○（当連結会計年度×××百万円）として表示しております。

##### (記載上の注意)

表示方法を変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 表示方法の変更の内容
- ② 表示方法の変更の理由

#### 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

##### [記載例]

##### 6. 会計上の見積りの変更

当社が保有する備品 X は、従来、耐用年数を 10 年として減価償却を行ってきましたが、当連結会計年度において、○○○（変更を行うこととした理由などの変更の内容を記載する。）により、耐用年数を 6 年に見直し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当連結会計年度の減価償却費が×××百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

##### (記載上の注意)

会計上の見積りを変更した場合には、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。

- ① 会計上の見積りの変更の内容
- ② 会計上の見積りの変更の連結計算書類の項目に対する影響額
- ③ 会計上の見積りの変更が当連結会計年度の翌連結会計年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項（合理的に見積もることが困難である場合には、その旨を記載すれば足りる。）

#### 6. 連結貸借対照表に関する注記

##### 6-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(省略)

##### 6-2. 資産から直接控除した引当金

(省略)

##### 6-3. 資産に係る減価償却累計額

(省略)

(新設)

(新設)

#### 3. 連結貸借対照表に関する注記

##### 3-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(同左)

##### 3-2. 資産から直接控除した引当金

(同左)

##### 3-3. 資産に係る減価償却累計額

(同左)



**6-4. 資産に係る減損損失累計額**

(省略)

**6-5. 保証債務**

(省略)

**6-6. 土地の再評価**

(省略)

**7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記**

(記載上の注意)

- (1) (省略)
- (2) 会計基準等で注記すべきとされている以下の事項については、会計基準と同様の記載をすることもできる。
  - ① 発行済株式数（当連結会計年度期首、当連結会計年度増減）、種類ごとの変動事由の概要
  - ② 自己株式数（当連結会計年度期首、当連結会計年度増減）、種類ごとの変動事由の概要
  - ③ 新株予約権の目的となる株式の数（当連結会計年度期首、当連結会計年度増減）（なお、権利行使期間の初日が到来していない新株予約権については、それが明らかになるように記載する。）
  - ④ (省略)

**8. 金融商品に関する注記**

(省略)

**9. 賃貸等不動産に関する注記**

(省略)

**10. 開示対象特別目的会社に関する注記**

(省略)

**3-4. 資産に係る減損損失累計額**

(同左)

**3-5. 保証債務**

(同左)

**3-6. 土地の再評価**

(同左)

**4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記**

(記載上の注意)

- (1) (同左)
- (2) 会計基準等で注記すべきとされている以下の事項については、会計基準と同様の記載をすることもできる。
  - ① 発行済株式数（前連結会計年度末、当連結会計年度増減）、種類ごとの変動事由の概要
  - ② 自己株式数（前連結会計年度末、当連結会計年度増減）、種類ごとの変動事由の概要
  - ③ 新株予約権の目的となる株式の数（前連結会計年度末、当連結会計年度増減）（なお、権利行使期間の初日が到来していない新株予約権については、それが明らかになるように記載する。）
  - ④ (同左)

**5. 金融商品に関する注記**

(同左)

**6. 賃貸等不動産に関する注記**

(同左)

**7. 開示対象特別目的会社に関する注記**

(同左)

**11. 1株当たり情報に関する注記**

(記載上の注意)

株式会社が当連結会計年度または当連結会計年度の末日後において株式の併合または株式の分割をした場合において、当連結会計年度の期首に株式の併合または株式の分割をしたと仮定して、1株当たりの純資産額および1株当たりの当期純利益金額または当期純損失金額を算定したときは、その旨を記載する。この場合、以下の記載が考えられる。

[株式の分割をした場合の記載例]

当社は、平成〇年〇月〇日付けで株式1株につき1.××株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額および1株当たりの当期純利益金額を算定しております。

**12. 重要な後発事象に関する注記**

(省略)

**13. その他の注記**

(省略)

**8. 1株当たり情報に関する注記**

(新設)

**9. 重要な後発事象に関する注記**

(同左)

**10. その他の注記**

(同左)